NEWS RELEASE



国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

(所属) 自動車監査指導部

(担当)村田、白川、後藤、山口

(電話) 06-6949-6448

6 4 4 9

令和6年7月26日

令和5年度 自動車運送事業者に対する監査と処分結果

近畿運輸局自動車監査指導部では、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識の下、自動車運送事業の適正な運営を図るため、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反の疑いのある事業者を優先的に監査対象とするなど、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした効果的な監査、及び監査の結果判明した法令違反に対する行政処分、並びに法令遵守意識の醸成のための呼出指導を実施しています。

この度、令和5年度における監査及び行政処分等の結果について、取りまとめができましたのでお知らせします。

【配付資料】

(別 添) 用語の定義等

(資料1) 令和5年度 監査等の概要

(資料2) 令和5年度 行政処分等の概要

配布先 青灯クラブ陸運記者会

1. 監査の種類

- ①特別監査 引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性に鑑み、厳格な対応が 必要と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査
- ②一般監査 特別監査に該当しないものであって、監査の端緒に応じた重点事項を定めて法令遵守を確認する監査
- ③街頭監査 事業用自動車の運行実態等を確認するため、街頭において事業者を特定せずに実施する監査

2. 監査の種別

- ①臨店による監査 事業者の営業所等に立ち入って実施するもの(原則、無通告)
- ②呼出による監査 事業者の代表者又は運行管理者等の責任者を運輸局又は運輸支局等 へ呼び出して実施するもの

3. 関係機関からの通報

- ①公安委員会 各府県の公安委員会から、道路交通法第22条の2第2項の規定による 協議、同法第75条第3項の規定による意見聴取、同法第108条の3 4の規定による通知
- ②労働局 各府県の労働局から、自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度に 基づく通知

4. 適正化機関

①地方貨物自動車運送適正化事業実施機関

輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法等の遵守に関し、 トラック事業者に対する指導等を行う機関として、同法第38条の規定により指定 された各府県のトラック協会

②旅客自動車運送適正化事業実施機関

輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法等の遵守に関し、旅客自動車 運送事業者に対する指導等を行う機関として、道路運送法第43条の2の規定によ り指定することが出来るとされており、貸切バスに関しては、「一般財団法人近畿 貸切バス適正化センター」を指定。

5. 行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、 許可の取消処分を行政処分という。また、行政処分に至らないもので軽微なものから 順に、勧告、警告があり、これらを含めて行政処分等という。

6. 監査件数と行政処分等の件数

令和5年度における行政処分等の件数については、当該年度以前に実施した監査に 係るものを含むこと、また行政処分等に至らない案件もあるため、当該年度の監査件 数とは一致しない。

1. 監査等の実施状況

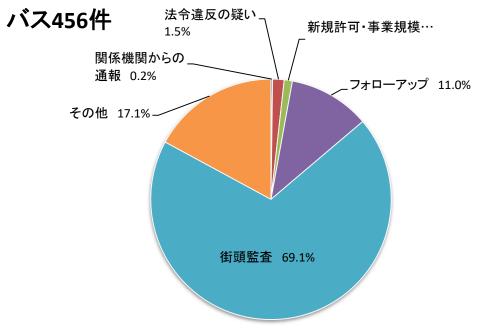
監査種別	監査							
	特別監査	一般	一般監査 街頭監査		小計	ĮĮ.	乎出指導	合計 (監査・指導)
事業種別	(臨	店)	(呼出)	(台数)	/1, 旦1			(ш.н. 1141)
バス	0	90	51	315	456		137	593
タクシー	0	55	40	1	96		168	264
トラック	0	155	177	0	332		386	718
計	0	*1 300	268	^{**2} 316	884		691	1,575

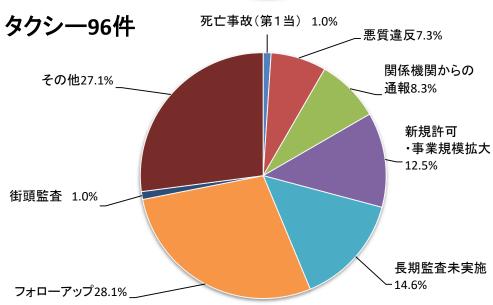
- ※1 平成20年度から実施している各府県の労働局との合同監査については、令和5年度においても、貸切バス2件・タクシー2件・トラック12件の計16件実施した。
- ※2 管内の各所(大阪城公園、嵐山、淡路夢舞台、法隆寺、八幡堀、那智山等)にて29回、貸切バス車両を対象にした街頭監査を実施した。また、タクシーにあっては、関西国際空港にて1回実施した。

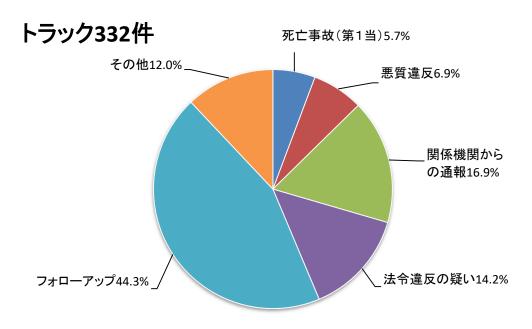
2. 監査の主な端緒別件数(呼出指導を除く。)

端緒		バス		タクシー		トラック		合計	
死亡事故(第1当)		0		1		19		20	
悪質違反 (酒気帯び・無免許・救護義務違反等)		0		7		23		30	
関係機関からの通報		1		8		56		65	
労基通報		1		1		22		24	
最高速度違反		0		1		3		4	
駐停車違反		0		0		11		11	
その他		0		6		20		26	
法令違反の疑い		7		0		47		54	
適正化機関からの情報		1		0		45		46	
利用者等からの情報		3		0		0		3	
その他		3		0		2		5	
巡回指導拒否		0		0		0		0	
新規許可•事業規模拡大		5		12		0		17	
長期監査未実施	0		14		0		14		
フォローアップ	50		27		147		224		
街頭監査	315		1		0		316		
その他	78		26		40		144		
合 計	456		96		332		884		

監査の端緒







1. 行政処分等の状況

車光廷川	処分等件数		警告		
事業種別	処分延日車数	許可取消	事業停止	車両の使用停止	言口
バス	処分等件数	0	0	8	36
	処分延日車数	_	0	620	_
タクシー	処分等件数	0	0	11	50
	処分延日車数	_	0	447	_
トラック	処分等件数	0	1	118	49
	処分延日車数	_	40	6,110	_
計	処分等件数	0	1	137	135
pl	処分延日車数	_	40	7,177	_

※ 上記以外に、

- ① 運行管理者としての業務を誠実に実施せず、又は、その名義を使用させていた場合等に発令する運行管理者資格者証の返納命令を、トラック事業者それぞれの運行管理者4名に対して行った。
- ② 貸切バス事業者に対する監査・通報制度により、行政処分の結果、下限割れ運賃等に旅行業者の関与が疑われる際に観光庁へ行う通報を1件行った。

2. 行政処分等にかかる主な違反内容

違反内容	バス	タクシー	トラック	合計	
事業計画等	18	6	52	76	
事業計画・掲示等	4	6	52	62	
名義貸し	0	0	0	0	
運送引受書	14	0	0	14	
雇用関係	0	0	0	0	
過労防止等	66	39	503	608	
乗務時間等	6	2	86	94	
健康管理	7	6	45	58	
点呼	21	16	186	223	
乗務記録等	18	8	114	140	
運行指示書	9	0	29	38	
乗務員台帳	5	7	43	55	
教育等	19	36	121	176	
指導教育	15	29	101	145	
適性診断	4	7	20	31	
警察通報	0	21	30	51	
最高速度違反	0	1	2	3	
駐停車違反等	0	20	23	43	
過積載違反	0	0	5	5	
運行管理者(届出·講習等)	3	8	27	38	
点検等	8	6	69	83	
点検整備関係	2	5	30	37	
整備管理者(届出•研修)	6	1	39	46	
その他	1	5	23	29	
合 計	115	121	825	1,061	

[※] 一つの処分等に関し、複数の違反内容があるため、処分等の件数と違反内容の件数は一致 しない。

